



全ト協発第571号(環)

平成30年2月19日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



事業用自動車の事故防止の徹底について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2月15日付けの警察庁発表の「交通事故統計」によると、平成29年中に発生した、事業用自動車(トラック)が第一当事者となった死亡事故件数が5年ぶりに増加し、この中で軽自動車を除く事業用トラックについては、昨年比12件増の270件となっています。

このことを受け、今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車の事故防止の徹底について、周知の依頼文書が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、別添の記に示された内容に留意され、今後一層の事故防止対策に積極的に取り組まれるよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第215号
平成30年2月16日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



事業用自動車の事故防止の徹底について

2月15日付けの警察庁発表の「交通事故統計」によると、平成29年中に発生した、事業用自動車が第1当事者となった死亡事故件数が、バス・マイクロで15件（対前年比4件増）、乗用（タクシー等）で39件（対前年比11件減）、貨物で289件（対前年比14件増）、合計343件（対前年比7件増）となりました。事業用自動車の死亡事故件数が増加したのは、5年ぶりのことです（当事者種別（第1当事者）別の事故原因、事故類型については未発表。）。

「事業用自動車総合安全プラン2020」に掲げた事故削減目標（平成32年までに、死者数235人以下、人身事故件数23,100件以下）を達成するためにも、運行管理、運転者教育の確実な実施、社内の安全意識の向上等に関し、下記事項を改めて徹底していただき事業用自動車の安全運行に万全を期すよう、貴会傘下会員に対し周知願います。

記

1. 点呼の実施並びに乗務員の健康状態及び過労状態の把握を確実に行うという、安全確保の原点である運行管理業務を再確認し、徹底すること。
2. 運転者に対して制限速度の遵守や、運転中の携帯電話等の使用の禁止など、法令遵守を徹底させることはもちろんのこと、運転者教育については、ドライブレコーダーの映像を活用する等効果的な指導方法を工夫し実施すること。
3. 運転者に対し高齢者の事故の増加が社会的問題となっていることを理解させ、運行にあたっては、高齢歩行者、高齢自転車利用者、高齢自動車運転者及び高齢乗客に十分配慮させるとともに、自らが高齢の運転者に対しては、適性診断の結果等により自身の運転の特性を十分に認識した運転を心掛けさせること。

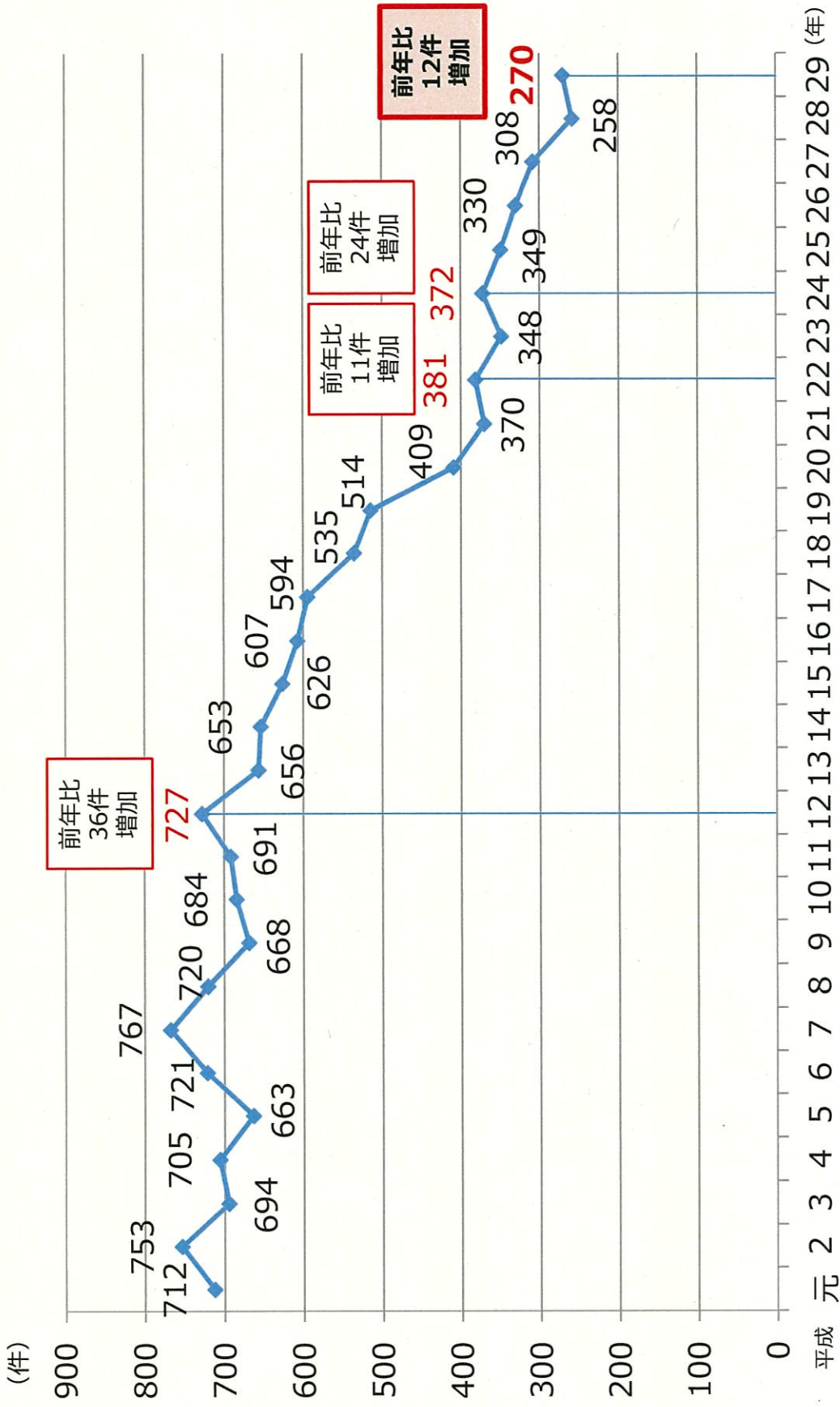
○ 当事者種別（第1当事者）別死亡事故件数の推移

当事者種別	年										増減数	増減率	構成率	指数		
	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年					29年	
自動車	乗用	23	11	15	22	9	14	16	15	16	10	14	4	40.0	0.4	61
	バス	0	2	3	1	3	1	1	2	1	1	1	0	0.0	0.0	—
	普通乗用	34	51	40	45	51	41	40	41	49	48	39	-9	-18.8	1.1	115
	軽乗用	3	1	0	1	1	0	0	1	0	2	0	-2	-100.0	0.0	0
	小計	60	65	58	69	64	56	57	59	66	61	54	-7	-11.5	1.5	90
貨物	大型貨物	247	235	199	205	199	208	187	194	185	150	153	3	2.0	4.2	62
	中型貨物	134	134	142	153	134	140	133	113	106	93	—	—	—	—	—
	準中型貨物	267	—	—	—	—	—	—	—	—	—	117	9	8.3	3.2	44
	普通貨物	40	40	29	23	15	24	29	23	17	15	—	—	—	—	—
	軽貨物	17	24	27	23	19	16	12	19	25	17	19	2	11.8	0.5	112
小計	531	433	397	404	367	388	361	349	333	275	289	14	5.1	8.0	54	
トレーラー	62	37	32	25	34	40	32	35	37	32	29	-3	-9.4	0.8	47	
小計	591	498	455	473	431	444	418	408	399	336	343	7	2.1	9.4	58	

注1 増減数（率）は、平成28年と比較した値である。
 2 指数は、平成19年を100とした場合の平成29年の値である。
 3 トレーラーは、大型貨物、中型貨物及び普通貨物の内数である。
 4 「第1当事者」とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。
 5 平成29年1月1日から準中型貨物自動車自動車の区分を新設しているが、改正道路交通法の施行が年の途中であるため、平成29年は該当する区分を合算して計上している。

事業用貨物自動車が第一当事者となる死亡事故件数の推移

参考



※死亡事故件数は事業用貨物自動車が第一当事者となるものであり、軽自動車によるものを除く

出典：警察庁「交通統計」／（公財）自動車事故総合分析センター「交通統計」